

## 制限付一般競争入札の実施について（公告）

新発田市において発注する下記の案件については、別紙「制限付一般競争入札（物品の調達等）の公告における基本事項」及び下記の個別事項により制限付一般競争入札に付することとしたので、入札参加を希望する者は必要書類を提出してください。

令和6年9月17日

新発田市長 二階堂 馨

## 記

## 1 入札に付する事項

- |          |                                       |
|----------|---------------------------------------|
| (1) 件名   | 標準準拠システムオンプレサーバ機器賃貸借                  |
| (2) 納品場所 | 新発田市役所本庁舎6階情報政策課                      |
| (3) 納品期限 | 令和6年11月30日                            |
| (4) 契約期間 | 令和6年12月1日から令和11年11月30日まで(60か月・長期継続契約) |
| (5) 仕様   | 仕様書のとおり                               |

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本公告の日現在で、入札参加資格者名簿の中分類「リース」に登載済みであること。

## 3 スケジュール及び入札場所

- |              |                  |                            |
|--------------|------------------|----------------------------|
| (1) 申請書提出期限  | 令和6年10月4日        | 15時00分                     |
| (2) 質問受付期限   | 令和6年9月25日        | 15時00分                     |
| (3) 質問に対する回答 | 令和6年9月27日        | 正午までに契約検査課及び市ホームページに掲載します。 |
| (4) 入札予定日時   | 令和6年10月8日        | 正午（必着）                     |
| (5) 入札場所     | 新発田市役所本庁舎6階契約検査課 |                            |

## 4 今回の入札に関する留意事項

- (1) 申請書及び入札書は提出期限までに直接又は郵送（必着）により提出することとします。  
※申請書を郵送する場合は事前にFAXしてください。（FAX番号 0254-28-9670）  
※入札書を郵送する場合は事前に電話をしてください。（TEL番号 0254-28-9600）  
※入札書は、封筒に入れ封印してください。押印等に指定はありません。  
※封筒には称号又は名称、件名を記入してください。
- (2) 入札書の開札は入札書提出期限以降に契約検査課職員により行います。
- (3) 入札結果は、入札提出期限当日中に入札参加者全員にFAXします。
- (4) 同価の入札をした者が2者以上あるときは、当該事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札候補者を決定します。
- (5) 入札の結果、不落となった場合は、最低価格を提示した者と入札参加資格審査の上、随意契約の協議を行います。
- (6) 落札候補者は、入札日翌日（休日は除く。）までに、下記の書類を提出することとします。
- ①「入札参加資格審査書類の提出について」（別記第2号様式）
- ②「内訳書」（称号又は名称を記載してください。押印は不要です。）
- |   |             |
|---|-------------|
| (7) 入札保証金                                   | 免除          |
| (8) 契約保証金                                   | 免除          |
| (9) 前金払                                     | なし          |
| (10) 部分払                                    | なし          |
| (11) 契約書の作成                                 | 要（契約書は市で作成） |
| (12) 入札書の入札金額欄には消費税及び地方消費税を含まない月額を記入してください。 |             |
| (13) FAX又はメールにより「質問回答書」を提出する場合は電話連絡をしてください。 |             |